

会則改定 (FASTGYM24会則) 新旧対比表

(新) FASTGYM24会則 (2019.10.01改定)	(旧) FASTGYM24会則 (2018.11.01改定)
<p>第4条(入会資格) 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 18才以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ② 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③ 入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④ 「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑤ 過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認められた方。 ⑥ 次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・ 刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・ 集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・ 施設を一人で利用できない方。 ・ 妊娠している方。 ・ 上記の他、会社が審査を必要と判断した方。</p>	<p>第4条(入会資格) 本クラブの入会資格を有する方は、以下の項目を全て満たす方とします。 ① 18才以上の男女で、本会則を承認し、諸規則を遵守する方。 ② 暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力でない方。また、将来にわたりこれに該当しないことを自ら保証する方。 ③ 入会に先だって、本クラブの実施するメディカルチェック等の結果により施設の利用に差し支えがないと判断された方。 ④ 入会の際、氏名、生年月日、住所が記載された本人確認書類を提示できる日本国籍を有する方。または在留カード、特別永住者証明書を提示できる外国籍を有する方。 ⑤ 「他の会員に迷惑をかける恐れがない、または、会員として好ましくない行為をしない」と会社が判断した方。 ⑥ 過去に本クラブを含む会社が運営するクラブ・施設で除名処分となったことがない(除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む)、または会員制スポーツクラブ等で除名処分となったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、会社が別途定める基準に応じて再度入会資格を認められた方。 ⑦ 次のいずれかに該当した場合、本クラブが別途定める審査において入会資格が認められ、入会条件に同意した方。 ・ 刺青、ファッションタトゥーがある方。 ・ 集団感染するおそれのある疾病に罹患している方。 ・ 身体的障がい、傷病、高齢などにより施設を一人で利用できない方。 ・ 妊娠している方。 ・ 上記の他、会社が審査を必要と判断した方。</p>
<p>第6条(会員証・セキュリティカード) ① セキュリティカードは会員が本クラブの施設を利用するときの本人認証を行なうためのカードであり、会社は会員に対してセキュリティカードを発行しこれを会員証とします。会員はセキュリティカードを必ず携帯し入退場するものとし、携帯していない場合は施設内に立ち入ることができません。また、セキュリティカードは諸手続きの際に提示いただきます。 ② 会員が会員資格を喪失し、無効となったセキュリティカードは、返却の必要はありません。 ③ 会員はセキュリティカードを紛失したとき、盗難にあったとき、破損や読み取り不良等で利用できなくなったときは速やかにその旨を本クラブに連絡いただきます。その際、必ず会員本人が施設の受付時間内に来店し、所定の再発行料を支払った上で再発行手続きをお取りいただきます。 ④ セキュリティカードを他人に貸与、譲渡することはできません。セキュリティカードは会員本人のみが使用できるものとし、万一人人に貸与した場合は第12条⑥により除名とします。</p>	<p>第6条(セキュリティカード) ① セキュリティカードは会員が本クラブの施設を利用するときの本人認証を行なうためのカードであり、会社は会員に対してセキュリティカードを発行しこれを会員証として貸与します。会員はセキュリティカードを必ず携帯し入退場するものとし、携帯していない場合は施設内に立ち入ることができません。また、セキュリティカードは諸手続きの際に提示いただきます。 ② 会員が会員資格を喪失し、無効となったセキュリティカードは、返却の必要はありません。 ③ 会員はセキュリティカードを紛失したとき、盗難にあったとき、破損や読み取り不良等で利用できなくなったときは速やかにその旨を本クラブに連絡いただきます。その際、必ず会員本人が施設の受付時間内に来店し、所定の再発行料を支払った上で再発行手続きをお取りいただきます。 ④ セキュリティカードの所有権は当クラブに帰属し、他人に貸与、譲渡することはできません。セキュリティカードは会員本人のみが使用できるものとし、万一人人に貸与した場合は第12条⑥により除名とします。</p>
<p>第8条(退会) ① 会員本人の都合による退会は、本人が退会希望月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会できます。また、25日を過ぎた場合、翌日以降の月末日の退会となります。会員は受付された退会届に記載されたクラブ退会年月を自ら確認するものとします。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ② 本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期限などは第8条①と同様です。</p>	<p>第8条(退会) ① 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、25日を過ぎた場合、翌日以降の月末日の退会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。会員は受付された退会届に記載されたクラブ退会年月を自ら確認するものとします。会員は退会月の会費は、退会手続きが月の途中でであっても、これを全額支払わなければならない。退会時滞納している料金は、会社が定める支払い方法にて、退会手続き前にお支払いいただきます。未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払の義務を負うものとします。 ② 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。</p>
<p>第10条(会員の休会) ① 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会できます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。 ② 休会会員は、本人が施設の受付時間内に来店し所定の手続きをすることにより随時復会できます。復会月より所定の月会費をいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いいただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。 ③ 本人来店による所定の手続きができない場合は、代理人または郵送による所定の手続きができるものとし、手続期日などは第10条①と同様です。</p>	<p>第10条(会員の休会) ① 会員本人の都合により1ヶ月以上の長期にわたり本クラブを利用できない場合、本人が休会希望前月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に、施設の受付時間内に来店し所定の手続きを完了し、所定の休会月会費を支払うことにより休会することができます。また、休会手続きが休会希望前月の25日を過ぎた場合、翌々月以降の休会となり、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。 ② 休会会員は、本人が施設の受付時間内に来店し所定の手続きをすることにより随時復会することができます。復会月より所定の月会費をいただきます。また、1ヶ月以内の復会は休会の取り消しとなり、復会月の月会費は全額お支払いいただきます。復会手続きが25日を過ぎた場合、復会月の翌月は休会できないものとし、翌月の月会費は全額お支払いいただきます。 ③ 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。</p>
<p>第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会員のセキュリティカードは直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。 ① 退会したとき。 ② 会員が株式会社ジャックスへ申し込んだ集金代行・保証委託契約について、株式会社ジャックスより契約不成立、解除または無効の通知を受領したとき。(理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。) ③ 除名されたとき。 ④ 死亡したとき。 ⑤ 本クラブを廃止したとき。</p>	<p>第13条(会員資格喪失) 会員は次の場合に会員資格を喪失します。また、会員資格を喪失した会員のセキュリティカードは直ちに無効となり、以後の入場、施設利用はできません。 ① 退会したとき。 ② 会員が株式会社ジャックスへ申し込んだ集金代行・保証委託契約について、株式会社ジャックスより契約不成立、解除または無効の通知を受領したとき。(理由の如何に関わらず、会員へ事前通知連絡することはありません。) ③ 除名されたとき。 ④ 死亡したとき。 ⑤ 本クラブを閉業したとき。</p>
<p>第21条(禁止事項) 本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。 ① セキュリティカードを他人に貸与すること。 ② 会員の入場と同時に施設の利用資格がない同伴者を施設内へ入場させること。 ③ 運動に不適切な服装、装飾品、履物を着用して施設を利用すること。 ④ 動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く) ⑤ 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。 ⑥ 施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む) ⑦ 許可なく施設内で撮影・録音すること。 ⑧ 本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し、落書きや造作をすること。 ⑨ 所定の場所以外での排泄行為。 ⑩ 他人や従業員、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。 ⑪ 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動を行うこと。 ⑫ 他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。 ⑬ 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。 ⑭ 他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。 ⑮ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。 ⑯ 支払うべき利用料、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。 ⑰ 他人の施設利用を妨げる行為。 ⑱ その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。</p>	<p>第21条(禁止事項) 本クラブ施設内および本クラブ周辺において、会員による次の行為を禁止します。 ① セキュリティカードを他人に貸与すること。 ② 会員の入場と同時に施設の利用資格がない同伴者を施設内へ入場させること。 ③ 運動に不適切な服装、装飾品、履物を着用して施設を利用すること。 ④ 動物を施設内に持ち込むこと。(身体障害者補助犬法で定められた盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く) ⑤ 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと。 ⑥ 施設内で喫煙すること。(電子タバコ・無煙タバコを含む) ⑦ 許可なく施設内で撮影・録音すること。 ⑧ 本クラブの諸施設・器具・備品その他会社が管理する物品の損壊や持ち出し、落書きや造作をすること。 ⑨ 所定の場所以外での排泄行為。 ⑩ 他人や従業員、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。 ⑪ 許可なく本クラブにおいて物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)や政治活動、署名活動を行うこと。 ⑫ 他人や従業員の身体を押す、拘束する、殴打する、蹴り上げる等の暴力行為。暴言、恫喝、大声、奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。物を叩く、投げる、壊すなど、他人が恐怖を感じる危険な行為。 ⑬ 痴漢、覗き、露出等の公序良俗に反する行為。 ⑭ 他人や従業員を待ち伏せたり、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為。 ⑮ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で従業員を拘束する等、従業員の業務を妨げる行為。 ⑯ 支払うべき利用料、諸料金、諸費用を支払うことなく不正に施設・サービスを利用する行為。 ⑰ 他人の施設利用を妨げる行為。 ⑱ その他、本クラブの秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。</p>
<p>第24条(施設の利用制限と休業) ① 本クラブは次の理由により、施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または臨時休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4) 施設点検、施設の改装または修理、その他の工事により営業ができないと会社が判断したとき。 (5) 突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えないと判断したとき。 (6) その他、会社が休業が必要と判断したとき。 ② 予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、緊急の際は事前告知できない場合があります。 ③ 施設の一部の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、①(1)～(6)の事由により施設の全部を休業する場合、休業店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休業店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1) 月間10営業日以上 (2月)は9営業日以上) 施設の全部を休業した場合は、休業した日数分を日割り計算し返金いたします。</p>	<p>第24条(施設の利用制限と休業) ① 本クラブは次の理由により、施設の全部または一部、または一定の時間について、利用制限または休業することがあります。 (1) 気象、災害、警報、注意報等により、安全に営業を行う事ができないと会社が判断したとき。 (2) 行政指導、法令等重大な事由により、止むを得ないと会社が判断したとき。 (3) 入居している複合施設が休館するとき。 (4) 施設点検、施設の改装または修理、その他の工事により営業が不可能と会社が判断したとき。 (5) 突発的なシステム/機器障害等により正常に入退室管理を行えないと判断したとき。 (6) その他、会社が休業が必要と判断したとき。 ② 予め予定されている休業は、原則2週間前までに告知します。但し、①(1)(2)および①(5)の事由による休業については、会社は事前告知を要しないものとします。 ③ 施設の一部の利用制限ないし利用停止の措置にとどまる場合には、会社は会員に会費を返還しないものとします。また、①(1)～(6)の事由により施設の全部を休業する場合、休業店舗のみ利用できる会員種類の会員の会費については、以下のとおりとします。但し、休業店舗以外の他店舗も利用することができる会員種類の会員は対象外とします。 (1) 月間10営業日以上 (2月)は9営業日以上) 施設の全部を休業した場合は、休業した日数分を日割り計算し返金いたします。</p>
<p>第25条(本クラブおよび施設の廃止・統合) 会社は次の理由により、本クラブおよび施設の全部または一部を廃止・統合をすることがあります。 ① 気象、災害等により休業し、再開が困難と判断したとき。 ② 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。 本クラブおよび施設の廃止や統合が行われた場合、会社はその旨を会員に告知し、本クラブの会員契約の全部または一部を終了させることができるものとします。</p>	<p>第25条(施設の閉鎖および運営の廃止) 経営上の事情により本クラブおよび施設の統合や廃止等が行われたとき、その他運営が困難と会社が判断したときには、会社は本クラブおよび施設の全部または一部の閉鎖および運営の廃止をすることがあります。本クラブおよび施設の統合や廃止が行われた場合、会社はその旨を会員に通知し、会員は利用する施設を近隣の本クラブの施設に変更することができるものとします。また、通知にもかかわらず、連絡が取れなかった会員については、継続して本クラブへの在籍を希望しているものと、利用施設を本クラブの近隣の施設に変更することができるものとします。 第26条(クラブの閉業) 会社は次の理由により、本クラブを閉業することがあります。 ① 気象、災害等により施設を閉鎖し、再開が困難と判断したとき。 ② 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。</p>
<p>第26条(個人情報保護) ※条項番号の変更</p>	<p>第27条(個人情報保護)</p>
<p>第27条(会則の改定) ※条項番号の変更・文言修正 会社は本会則を改定することができます。改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第28条(告知方法)および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。</p>	<p>第28条(会則の改定) 会社は本会則を改定することができます。改定された会則は、改定日より全会員に適用されるものとします。また、会社が本会則を改定する場合には、改定日の2ヶ月以上前に第29条(告知の方法)および別途会社が告知方法を定めた場合にはその方法に従って会員に告知するものとします。</p>
<p>第28条(告知方法) ※条項番号の変更</p>	<p>第29条(告知方法)</p>
<p>附則 本会則は、2019年10月1日より施行いたします。</p>	<p>附則 本会則は、2018年11月1日より施行いたします。</p>
<p>FASTGYM24法人月会費制会員 特則 (2019.10.01改定) 会則における特則 法人月会費制会員は、FASTGYM24会則に次の事項を追加いたします。 第1条 FASTGYM24会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ① 契約法人が本クラブを退会した場合は、各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ② お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、会員本人が退職または脱退月の25日迄に来店し所定の手続きを完了しなければなりません。 第2条 FASTGYM24会則第13条(会員資格喪失)について以下の通り追加いたします。 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ① 契約法人が本クラブを退会したとき、または契約法人たる資格を喪失したとき。 ② お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 本特則は2019年10月1日より適用します。 本特則に定めのない事項は、全てFASTGYM24会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス</p>	<p>法人月会費制会員特則 (2018.04.01改定) 会則における特則 法人月会費制会員は、会則に次の事項を追加いたします。 第1条 会則第8条(退会)について以下の通り追加いたします。 ① 契約法人が本クラブを退会した場合は各登録会員も自動的に退会となります。(会員による退会の手続きは不要です。) ② お勤め先、所属先を退職または脱退した場合は、必ず会員本人が、退職または脱退月の25日迄に来店し書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。 ③ 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、受け付けられません。但し、入院、転居等会員本人の来店による退会手続きが不可能な場合にはこの限りではありません。 第2条 会則第13条(会員資格の喪失)について以下の通り追加いたします。 会員は次の場合に会員資格を喪失します。 ① 契約法人が本クラブを退会したとき。 ② お勤め先、所属先を退職または脱退したとき。 第3条(効力) 本特則は2018年4月1日より適用します。 本特則に定めのない事項は、全て会則に従うものとします。 以上 株式会社ティップネス</p>